

上尾市危険物の規制に関する細則及び上尾市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 13 号

上尾市危険物の規制に関する細則及び上尾市火災予防規則の一部を改正する規則

(上尾市危険物の規制に関する細則の一部改正)

第 1 条 上尾市危険物の規制に関する細則（平成 3 年上尾市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2 部」を削り、同条第 2 項中「に同項の申請書を 1 部添付して、当該申請者」を「を当該申請者」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(措置命令等を発した場合における公示の方法)

第 10 条 府令第 7 条の 5 に規定する市長が定める方法は、上尾市公式条例（昭和 30 年上尾市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する市のホームページに設置した掲示場に掲示することとする。ただし、同項ただし書に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 40 年上尾市条例第 5 号）第 3 条の消防本部並びに同条例第 4 条の表に掲げる消防署及び上尾市消防署組織規程（昭和 58 年上尾市消防本部訓令第 1 号）第 3 条第 2 項の表に掲げる分署の掲示場に掲示することとする。

第 11 条第 1 項中「2 部」を「1 部」に改め、同条第 2 項を削る。

第 11 号様式を次のように改める。

第 1 1 号 様式 削除

(上尾市火災予防規則の一部改正)

第2条 上尾市火災予防規則（平成17年上尾市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「それぞれ正本1部及び副本」を削り、同条第2項ただし書を削る。

第12条第2項中「に前項の申請書の副本を添付して」を「により」に改め、同条第3項中「に同項の申請書の副本を添付して」を「により」に改める。

第13条を次のように改める。

(措置命令等を発した場合における公示の方法)

第13条 省令第1条に規定する市長が定める方法は、上尾市公式条例（昭和30年上尾市条例第1号）第2条第2項に規定する市のホームページに設置した掲示場に掲示することとする。ただし、同項ただし書に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40年上尾市条例第5号）第3条の消防本部並びに同条例第4条の表に掲げる消防署及び上尾市消防署組織規程（昭和58年上尾市消防本部訓令第1号）第3条第2項の表に掲げる分署の掲示場に掲示することとする。

第15条第2項中「に前項の申請書の副本を添付して」を「により」に改め、同条第3項中「に同項の申請書の副本を添付して」を「により」に改める。

第15条の2第2項中「第13条各号に掲げる」を「第13条に規定する」に改める。

第23条中「これらの届出書に確認済の印（第28号様式）を押印し、当該届出者にその副本を交付する」を「その旨を通知する」に改める。

第2号様式備考第3号を削る。

第7号様式備考第4号を削る。

第8号様式を次のように改める。

## 第8号様式(第12条関係)

## 消防用設備等特例承認申請書

		年	月	日
(宛先)				
申請者 住 所				
氏 名				
電話番号				
下記の防火対象物の消防用設備等について、消防法施行令第32条の規定の適用を受けたいので申請します。				
記				
防 火 対 象 物	所 在 地			
	名 称		用 途	
	構 造		階 数	
	建築面積	m <sup>2</sup>	延 面 積	m <sup>2</sup>
特例申請消防用設備等				
理 由 及 び 処 置 等				
受 付 欄		経 過 欄		

## 備考

防火対象物の案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備等の設計図書を添付してください。

第11号様式備考第4号を削る。  
第14号様式備考第6号を削る。  
第16号様式備考第7号を削る。  
第17号様式備考第7号を削る。  
第18号様式備考第6号を削る。  
第19号様式備考第4号を削る。  
第25号様式備考第3号を削る。  
第26号様式備考第5号を削る。  
第27号様式備考第3号を削る。  
第27号様式の2備考第5号を削る。  
第28号様式を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中上尾市危険物の規制に関する細則第10条の改正規定並びに第2条中上尾市火災予防規則第13条及び第15条の2第2項の改正規定は、令和8年2月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市危険物の規制に関する細則第10条の規定は、令和8年2月1日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の上尾市火災予防規則第13条及び第15条の2第2項の規定は、令和8年2月1日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。